手数料の納付方法が変わりました

収入証紙は、令和7年9月末をもって、販売を終了しました



手数料の納付方法は二つあります 【紙申請の場合】

I 電子申請サービスを使って納付

クレジットカード、Pay-easy(県の指定する金融機関のインターネットバンキング)が使えます

2 県内19か所の窓口で事前に納付

現金、クレジットカード、各種コード決済、電子マネーが 使えます

手数料の納付方法は二つあります 【紙申請の場合】

I 電子申請サービスを使って納付

クレジットカード、Pay-easy(県の指定する金融機関のインターネットバンキング)が使えます

2 県内19か所の窓口で納付

現金、クレジットカード、各種コード決済、電子マネーが 使えます

1.1 電子申請サービスに接続



スマートフォン又はパソコンで、県ホームページのトップページから 富山県電子申請サービス → 富山県 を選択します。

1.2 電子納付専用画面を検索

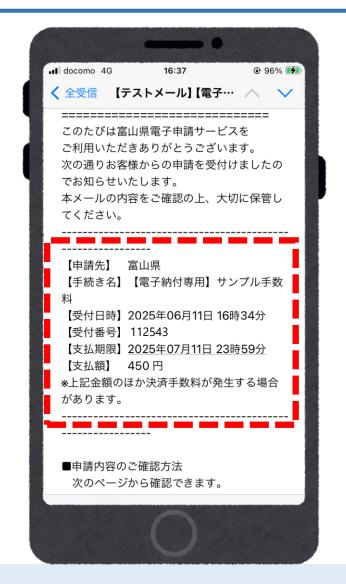




検索画面のキーワードに手続名と「電子納付専用」と入力し、 「オンライン支払可能」を選択します。

1.3 必要事項を入力





対象の手続きを選択し、必要事項を入力して電子申請を行ってください。申請後に届くメールに記載の「受付番号」を申請書等に記入してください。

1.4 紙の申請書の提出



紙の申請書等を申請窓口へ提出する際には、電子納付の受付番号を記入してください。

1.5 手数料の決済





申請書類の確認後に、メールで手数料納付の案内が来ます。案内にしたがって、期日までに支払いを行ってください。

手数料の納付方法は二つあります 【紙申請の場合】

I 電子申請サービスを使って納付

クレジットカード、Pay-easy(県の指定する金融機関のインターネットバンキング)が使えます

2 県内19か所の手数料収納窓口で納付

現金、クレジットカード、各種コード決済、電子マネーが 使えます

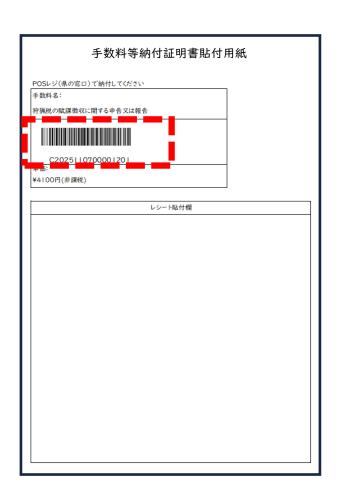
2.1 全体の流れ

バーコード付き申請書等を入手 手数料収納窓口で手数料を納付 レシートを申請書等に貼付 申請窓口へ申請書等を提出

手数料収納窓口での納付方法は次のとおりです。

2.2 バーコード付き申請書等を入手





必ず事前に、<u>バーコード付き申請書</u>(又は、手数料等納付証明書貼付用紙)を入手、 印刷し、手数料収納窓口へお持ちください。県HPや<u>申請窓口</u>で入手できます。

2.3 県ホームページから申請書等を入手する方法 -電子申請サービスに接続ー



スマートフォン又はパソコンで、県ホームページのトップページから 富山県電子申請サービス → 富山県 を選択します。

2.4 県ホームページから申請書等を入手する方法 -申請書をダウンロードー





検索画面のキーワードに手続名を入力し、「申請用紙ダウンロード可能」を選択。 該当手続名を選択し、申請書等をダウンロードします。

2.5 県ホームページから申請書等を入手する方法 - 各手続きのページを閲覧ー





スマートフォン又はパソコンで、県ホームページのトップページから 検索窓(Googleカスタム検索)に手続名を入力し、該当手続名を選択。 手続き案内ページから申請書等を入手します。

2.6 手続きの申請窓口で申請書等を入手する方法



各手続きの申請窓口に申請書等が設置してある場合もあります。

2.7 手数料収納窓口

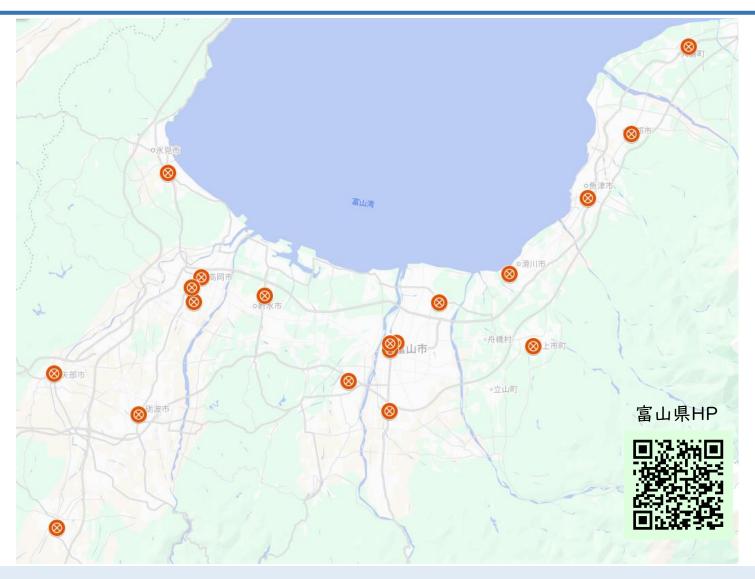
No.	設置場所	No.	設置場所
I	富山県運転教育センター	11	富山県射水警察署
2	高岡運転免許更新センター	12	富山県高岡警察署
3	富山県入善警察署	13	富山県氷見警察署
4	富山県黒部警察署	14	富山県砺波警察署
5	富山県魚津警察署	15	富山県南砺警察署
6	富山県滑川警察署	16	富山県小矢部警察署
7	富山県上市警察署	17	富山県庁
8	富山県富山中央警察署	18	マリエ富山
9	富山県富山南警察署	19	御旅屋セリオ
10	富山県富山西警察署		

[※]バーコード付きの申請書は必ず持参してください。申請書等は上記窓口には置いてありません。申請書の入手方法は「2.3県ホームページから申請書等を入手する方法」~「2.6 手続きの申請窓口で申請書等を入手する方法」を参照してください。

※各警察署は各交通安全協会に窓口を設置しています。

手数料収納窓口は、一覧のとおり設置しています。すべての窓口ですべての手数料を納付できます。

2.8 手数料収納窓口



手数料収納窓口の営業時間は必ず県ホームページで確認してください。

2.9 手数料納付



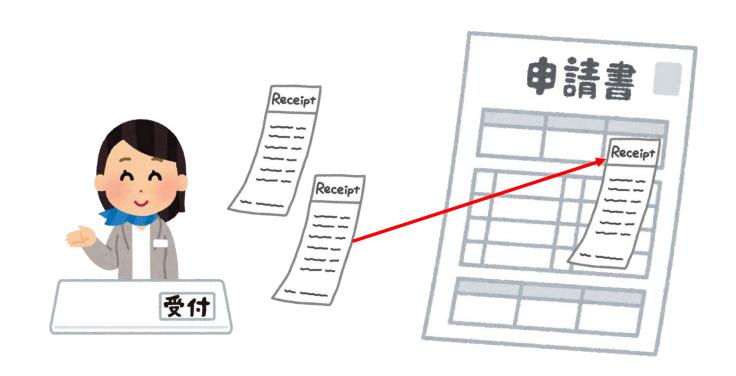
手数料収納窓口で申請書等のバーコードを読み取ってもらい、手続きと金額を確認の上、手数料を支払います。

2.10 手数料納付



現金、クレジットカード、各種コード決済、電子マネーで支払うことができます。

2.11 レシート受領・貼付



支払後、レシートを受け取ります。 「申請書等に貼付け」と書いてあるレシートを申請書等に貼付します。

2.12 レシート受領・貼付



※必ず「申請書等に貼付け」と 書いてあるレシートを申請書 等に貼付けて下さい。それ以外 は無効です(受付できません)。 レシートの再発行はできません ので、紛失されると手数料の再 納付が必要となります。

お間違えのないようお願いします。

2.13 申請窓口へ申請書等を提出



貼付け用レシートを貼付した申請書等を手続きの申請窓口へ提出します。